| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第16 警察本部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　交通信号設備等損害賠償金 |
| 【意見87】時効の更新又は中断措置の実施【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金について，適切に時効の更新又は中断の措置を講じるべきである。 | 債務者と積極的に面会を実施し、適時、債務承認等を取得するよう実施していく。 |
| 【意見88】督促状の再送付の実施【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，督促状が返送された場合にはその再送付を適切に実施すべきである。 | 　督促状が返送された際は、所在調査を行い、再送付を実施する。加えて、面会の機会があれば直接手交を行うことも適宜検討し、適切に督促手続を実施していく。 |
| 【意見89】適時の財産調査及び法的措置の実施【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，適時に財産調査を実施して，法的措置の実施の可否を検討すべきである。 | 　監査後、本人からの言質だけでなく、催告及び債務承認の取得等の機会で、今後、財産調査を円滑に進めるために債務者から調査同意書を取得し、適時財産調査を実施していく。 |
| 【意見90】消滅時効の完成した少額の債権についての速やかな債権整理に向けた検討【警察本部】 | 大阪府は，交通信号設備等損害賠償金のうち消滅時効の完成した少額の債権について，速やかな債権整理に向けた検討を行うべきである。 | 　全ての債務者からの回収を基本とし、所在不明者については継続して所在調査を実施していく。債務者から時効の援用の申出があった場合等個別案件については、大阪府債権の回収及び整理に関する条例や大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき、速やかな債権整理手続きを行う。 |
| ２　光熱水費私費負担金 |
| 【意見91】全庁的要領に従った債権回収・整理計画上の債権の分類【警察本部】 | 大阪府は，光熱水費私費負担金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って，債務者につき破産手続が進行している現時点においては，同負担金を回収対象債権に分類すべきである。 | 同負担金については、令和２年11月に回収対象債権へ訂正を行った。今後は、分類誤りがないように、「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に基づき、事務を進めていく。 |